

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルディブ	食糧援助に関する日本国政府と モルディブ共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	140,000千円 H19.3.31まで	H18.4.21 コロンボ (スリラ ンカ)で (同日)	日本側 須田明夫在モルディブ大使（スリランカに て兼轄） モルディブ側 モハマド・モ アジム在スリランカ ルディブ側 荒木喜代志在モル ディブ大使 アフマツド モルディブ側 アフマツド ・シヤヒーバ外務大臣	H18.5.12 278号
モルディブ	食糧援助に関する日本国政府と モルディブ共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	140,000千円 H19.12.11まで	H18.12.12 マレで (同日)	日本側 荒木喜代志在モル ディブ大使 アフマツド モルディブ側 アフマツド ・シヤヒーバ外務大臣	H18.12.25 686号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。